

## 情報提供に関する事項

2022年8月24日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により事業報告書(2021年4月1日～2022年3月31日)の内容に基づき、下記のとおり情報提供致します。

※仙台のみ、2021年度の実績がないため、2020年度の数値を記載。

## 札幌

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	46 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	11 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	32.4 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	19,571 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	13,226 円
その他参考と認められる事項	※2記載

## 仙台 ※2020年度の数値。2021年度は実績なし。

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	4 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	9 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	38.0 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	23,153 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	14,363 円
その他参考と認められる事項	※2記載

## 東京本社

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	2,331 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	304 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	30.2 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	25,876 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	18,065 円
その他参考と認められる事項	※2記載

## 名古屋

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	133 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	30 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	38.6 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	24,741 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	15,192 円
その他参考と認められる事項	※2記載

京橋

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	242 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	68 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	39.0 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	23,501 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	14,324 円
その他参考と認められる事項	※2記載

広島

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	15 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	9 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	40.4 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	21,007 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	12,511 円
その他参考と認められる事項	※2記載

福岡

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	55 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	25 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	39.9 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	21,830 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	13,114 円
その他参考と認められる事項	※2記載

沖縄

項目	内容
派遣労働者数 (事業年度/人)	51 人
派遣先事業所数 (事業年度/件)	5 件
マージン率 (小数点第2位以下四捨五入)	27.4 %
教育訓練に関する事項	※1記載
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり/円)	18,195 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり/円)	13,201 円
その他参考と認められる事項	※2記載

※1 就業前研修・安全衛生教育・情報セキュリティ研修・キャリアアップ支援等

※2 健康診断、保養所・スポーツクラブの利用等 (社会保険加入者のみ)

上記、※1・2の詳細につきましては各事業所へお問い合わせください。

2022年4月1日

## 2.情報提供に関する事項

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、派遣労働者の待遇決定方式に関する事項を下記の通り情報提供致します。

当社は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づき労使協定を締結しています。  
対象となる派遣労働者の範囲と有効期限の終期は以下のとおりです。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1.対象となる派遣労働者の範囲 | : 派遣先の業務に従事する従業員 |
| 2.有効期限の終期       | : 2024年3月31日     |

以上